二九　金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十項及び第十一項の規定に基づき、金融庁長官が定める資産及び割合を定める件の一部を改正する件　二八95　七三

三〇　金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第一項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する者を定める件の一部を改正する件　二八95　七三

○総務省

二〇　市の境界変更の件　一　二

二一　地方税法施行規則第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額を定める件　一　二

二二　在外公館等における在外投票を行うことができる期間に関する期日を定める件　一　二

二三　在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件　一　三

二四　統計研究研修所研修規則の一部を改正する件　一73　九一

二五　令和四年度地方債同意等基準を公表する件　一73　九一

二六　令和四年度地方債計画を公表する件　一73　九七

二七　令和四年度地方債充当率を公表する件　一73　九九

二八　個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行令の規定に基づき、権限又は事務の一部について委任した件　一73　一〇三

二九　個人情報の保護に関する法律施行令の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件　一73　一〇三

三〇　租税特別措置法施行規則に規定する総務大臣の行う市街地再開発事業用資産の買換え特例制度に係る証明に関する手続を定める件の一部を改正する件　一73　一〇四

三一　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件　四　二

三二　衆議院比例代表選出議員の選挙における名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件　四　二

三三　就業構造基本調査規則に基づく、調査票の様式を定める件　八78　五

三四　電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件　一482　六

三五　電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件の一部を改正する件　一482　六

三六　登録証明機関の住所及び事務所の所在地の変更に関する件　二一　一

三七　登録認定機関の住所及び事務所の所在地の変更に関する件　二一　二

三八　令和三年総務省告示第三百二十九号の一部を改正する件　二七　二

三九　端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件　二七93　一五

四〇　外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件　二七93　一五

四一　無線局運用規則第二百六十二条の四の表下欄に掲げる海域において同条の規定を適用しない場合を定める件の一部を改正する件　二七93　一五

四二　無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件　二七93　一六

四三　無線設備規則第二十四条第三十四項及び別表第三号の六十九の無線設備の不要発射の強度の許容値その他の条件を定める件　二七93　一六

四四　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　二七93　一七

四五　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二七93　一八

四六　政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件　二七93　二二

四七　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　二七93　二三

四八　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二七93　二三

四九　政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件　二七93　二四

五〇　予算科目に係る補助金等のうち補助事業者等が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する告示　二七93　二四

五一　科学技術研究調査規則に基づく、調査票の様式を定める件　二七93　二四

五二　特定国外派遣を指定する件　二八　四

五三　個人企業経済調査規則に基づく、調査票の様式を定める件　二八94　二三

○総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省

二　棚田地域振興法第七条第一項に基づく指定棚田地域を指定する件　二一　二

○総務省、農林水産省、国土交通省

三　過疎地域を区域とする市町村を公示する件　一73　一〇五

四　過疎地域とみなされる区域を公示する件　一73　一〇五